

# NPO 釜ヶ崎

野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1-5-4  
TEL:06(6630)6060 E-mail: npokama@npokama.org <http://www.npokama.org>

## すべての野宿生活者に生活保護の適用を！ ～「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」告示後の取り組み～

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の規定に基づき、厚生労働省・国土交通省より「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が、7月31日に官報で告示されました。基本方針を見ると、既存の施策が取り上げられるにとどまっておらず、野宿生活者の多くが待ち望んでいた具体的な就労対策、就労機会の提供については、触れられていませんでした。

基本方針の告示と同日付で、厚生労働省から基本方針の生活保護関連で幾つかの通知が都道府県・指定都市・中核市宛に出されています。通知のうち、「ホームレスに対する生活保護の適用について」には、基本的な考え方として、「ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、生活保護を適正に実施する。」と明記されています。また、「生活保護法による保護の実施要領につい

て」(昭和38年4月1日通知)を改正して、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、限度額又はオに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと」と敷金の支給を定めています。

これらを勘案して読み取ると、基本方針で実効性のある部分は、「居所を持たない者に敷金を提供してアパートなどに入居させ、生活保護を適用する。その後、就労指導を行い、生活保護からの脱却を促進する」ということになるようです。

大阪では、これまで稼働能力を問われない65歳以上は、敷金のいらぬアパートに入居して生活保護を受けることができましたが、65歳未満は、施設・入院は

別にして生活保護を受けることは困難でした。しかし、上記の通知により、年齢に関係なく、困窮の事実に基づいて敷金が支給され、アパートに入って生活保護の適用を受けられることになったのです。

釜ヶ崎支援機構や釜ヶ崎反失業連絡会が、具体的な仕事提供によって失業者を一挙に就業者にして問題解決しようと提案したのに対して、国は、野宿者から失業者、失業者から就業者へと、段階を経て移行させることによって問題解決する、という方針を打ち出したと理解できます。仲間の要望であった就労獲得が当面望めないとすれば、緊急避難的に国の考え方の現実化に取り組みざるを得ません。そこで、釜ヶ崎支援機構は、基本方針に従い、「すべての野宿生活者に生活保護の適用を」の活動に取り組むことにしました。

中之島公園の釜ヶ崎反失業連絡会の野営地で、野宿生活者で希望する人に年齢に関係なく生活保護の申請手続きをサポートし始めました。「生活保護生活入門」など、生活保護の手続きに関する情報提供を行っています。また、不動産業者から寄せられた条件の合う物件情報（敷金・家賃の上限枠内・保証人不要）を掲示しており、申請希望者は、業者と連絡をとって入居したいアパートを決め、見積などが記載された「賃貸重要事項説明書」を準備します（何件かの不動産業者が中之島公園の反失連事務所付近に常駐

しています）。また、就労努力の証としてハローワークの求職票を作って通います。さらに、釜ヶ崎支援機構のスタッフと事前面接し、生活歴についての基礎資料や、申請書類を作成しておきます。

9月9日より、北区の福祉事務所を訪れ、保護申請を開始しました（現地保護ということで、申請する人の野宿地の区役所が窓口となります。北区の他、中央区や西成区・西区・天王寺区などにも申請に行っています）。結果が出るまで2週間位かかり、その間西成のケアセンターに入所して待つ人もいます。体の悪い人の場合、申請日から即入院（生活保護）となる人もいます。現状では、路上から即居宅での保護はできず、まず施設（ケアセンターまたは自立支援センター）に入所してから居宅で保護する、というのが大阪市の方針だそうです。

申請の結果を見ると、北区では 60 歳以上の場合は受理されていますが、59 歳以下は「不受理」となっており、60 歳のラインでどうも線引きされているようです。しかし平均年齢 56 歳の集団であるにもかかわらず、このラインで切られると、大部分の人が行政から野宿のまま放置されるということになります。多少時間がかかるかも知れませんが、「不受理」となった仲間が各々不服申し立てをすることで、適正に生活保護が適用されるよう、働きかけていきたいと考えています。

## 「ビッグイシュー」創刊号 販売中 —野宿生活者しか売ることのできない雑誌—

9月11日、雑誌「ビッグイシュー日本版」が創刊されました。

「ビッグイシュー」とは、イギリスで始まり、世界（24カ国、50の都市・地域）に広がっている、野宿生活者しか売り手になれない雑誌です。ビッグイシューの使命は、彼らの救済（チャリティー）ではなく彼らの仕事を作ることにあります。彼らが働くことで収入を得る機会を作ることが目的です。

8月から9月にかけて、野宿生活者を対象に、販売者になるための説明会を釜ヶ崎と中之島で行い、希望者は順次登録を行いました。現在、登録している販売者は60名です（9月18日現在。釜ヶ崎支援機構は、販売者についての情報提供や呼びかけ、登録などで協力しています）。

8月末には各人の受け持ちの販売エリアを決めて、9月3日にチラシを配布、そして11日に創刊号の街頭販売を開始しました。

創刊号販売初日には、テレビで見たと言って買っていく人が多く、応援するよ、と2～3冊まとめて買う人もいました。販売場所によって売れ行きに差がありますが、創刊号販売初日には、1日で1人10～50冊くらい売っていました。彼らは、「（収入があり）今日は炊き出しを食べなくてすむ」、「一杯やれる」などと話して



おり、苦勞して立ち続け、手に持ったビッグイシューが売れた時の嬉しそうな顔が印象的でした。

「ビッグイシュー日本」によると、9月11～16日の6日間で、販売冊数は3,109冊、1日平均500冊売り上げたこととなります。

**ビッグイシューの内容** 雑誌は32ページ（A4版）で、ビッグイシュー創刊号の内容を見てみると、「『ビッグイシュー』が日本にやってきた！」から始まり、若者のフリーター問題など社会問題の特集、そして映画、音楽、本などの紹介へと続いています。11月、12月に2号、3号の発行予定で、2004年1月より月2回の発行予定とのことです。販売日、場所などについてお問い合わせは、ビッグイシュー日本(Tel : 06-6531-5639)へ。

## 平成 16 年度ホームレス対策概算要求 要求額は 31 億 6500 万円

厚生労働省は、平成 16 年(2004 年)度のホームレス対策の方針を決め、8 月末までに概算要求を行いました。

新規の事業としては、「ホームレス衛生改善事業」(入浴・散髪サービスや生活・健康面の相談実施)、「ホームレス保健サービス支援事業」(保健師による血圧測定、尿・簡易血液検査、健康相談の実施)、「ホームレス就業開拓推進員の配置」(求人開拓や求人情報の収集・提供)の 3 つが計画されています。その他は、既存事業の拡充・継続であり、15 年度予算が 27 億 300 万円であるのに対し、16 年度要求額は 31 億 6500 万円となっています。

厚生労働省の平成 16 年度ホームレス対策概算要求の概要

### I 自立支援事業等の拡充

#### 1. ホームレス総合相談推進事業

(306 百万円→317 百万円)

行政、民間団体、地域住民等で構成するホームレス総合相談推進協議会を設置し、ホームレス問題に関する協議・調整、総合相談の企画等を行う。また、相談計画に基づく巡回相談活動等を実施する。

(○実施カ所数: 協議会 13 カ所→18 カ所、巡回相談 20 チーム)

#### 2. ホームレス自立支援事業

(1,035 百万円→1,224 百万円)

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を喚起させるとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談・紹介等を行う。

また、ホームレスの少ない自治体等においても、事業に取り組みやすいよう運営要件の緩和を図る。(○実施カ所数: 16 カ所→20 カ所、**新**○内容の改善: 設置運営要件の緩和[小規模型・サテライト型の設置運営])

#### 3. ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター一事業)(446 百万円→465 百万円)

都市公園等でテント張り・小屋掛けにより生活するホームレスの健康状態の悪化の防止等のため、緊急一時的な宿泊場所を提供する。(○実施カ所数: 10 カ所(3,100 人分)、**新**○内容の改善: 相談指導員の配置)

#### 4. ホームレス能力活用推進事業

(44 百万円→98 百万円)

一般雇用施策での対応が困難なホームレスに対し、清掃業務や廃品回収などのいわゆる「都市雑業的」な職種の情報収集・提供等、その職種についての知識・技能の付与を行う。(○実施カ所数: 5 カ所→10 カ所、**新**○内容の改善: 技能講習(調理、リサイクル等)に必要な設備に対する補助)

## Ⅱ 保健衛生の向上

### 新5. ホームレス衛生改善事業

(0 百万円→63 百万円)

劣悪な衛生環境におかれているホームレスの実態に鑑み、入浴や散髪等のサービスを提供することにより、衛生状態を改善し、併せて生活面や健康面等の相談を行い、必要な施策につなげる。(○実施カ所数: 13 カ所、○実施主体: 都道府県・市町村、○補助率 1/2)

### 新6. ホームレス保健サービス支援事業

(0 百万円→10 百万円)

健康に不安を抱えるホームレスに対し、保健所や市町村の保健師等による血圧測定、尿・簡易血液検査、健康相談等を行う。(○実施カ所数: 18 カ所、○実施主体: 都道府県・保健所設置市・特別区、○補助率 1/2)

## Ⅲ 就業機会の確保

### 7. ホームレス自立支援職業相談員の配置(169 百万円→202 百万円)

自立支援センターのほかシェルターにも、それらの地域を管轄する地域の公共職業安定所から職業相談員を配置し、きめ細かな職業相談等を行う。さらに、ホームレスとなるおそれのある者が多数存在する地域を管轄する公共職業安定所に職業相談員を配置して同様に職業相談等を行う。(○自立支援センター: 57 人→66 人(16 カ所→20 カ所)、新○シェルター: 0 人→6 人(10 カ所)、○ホームレスとなるおそれのある者が多数存在する地域: 10

人)

### 新8. ホームレス就業開拓推進員(仮称)の配置(0 百万円→46 百万円)

自立支援センター設置地域の公共職業安定所にホームレス就業開拓推進員(仮称)を配置し、ホームレスの就業ニーズに応じた求人開拓や求人情報等の収集・提供を行う。また、事業主に対する啓発活動を行う。(○推進員: 18 人)

### 9. 日雇労働者等技能講習事業

(463 百万円→494 百万円)

日雇労働者及び自立支援センターのほかシェルターに入所しているホームレスに対しても、職場で必要とされる資格・免許の取得等を目的とした技能講習を実施することにより、就業の機会の確保を図るとともに常用雇用の促進を図る。(○自立支援センター: 1, 202 人、新○シェルター: 271 人、○日雇労働者: 1, 254 人)

### 10. ホームレス等試行雇用事業

(240 百万円→245 百万円)

自立支援センターに入所しているホームレスや常用雇用を希望する日雇労働者を対象に、一定期間試行的に民間企業に雇用してもらう(試行雇用実施事業主に対しては奨励金を支給する)ことにより、ホームレス等の新たな職場への円滑な適応を促進し、常用雇用への移行につなげる。(○ホームレス: 1, 350 人、日雇労働者: 280 人、○試行雇用対象者 1 人あたり月 5 万円 3 ヶ月間支給)

## 中之島野営地報告

2002 年 9 月 29 日に大阪府庁前で野営闘争を開始してから 1 年が経ちましたが、現在もなお大阪市庁前（中之島公園）で継続中です。

釜ヶ崎反失業連絡会と大阪市との交渉によると、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づく大阪市の実施計画は、国の基本方針に則して 10～11 月に骨子を出して、国と同様にパブリックコメント（意見募集）の手続きを踏み、12 月頃に告示の予定とのことです。しかし、国の基本方針に就労対策が盛り込まれていない以上、市の実施計画も就労対策を期待できるものではありません。

一方、自立支援センターについて、現在ある 3ヶ所（西成、大淀、淀川）は就労自立の中核施設として今後も継続する予定で、平成 15 年度中に、シェルター機

能を兼ね備えた大型の自立支援センターを、新たに建設する計画があるそうです。また、釜ヶ崎の“三徳寮”（ケアセンター）の隣にある大テント（この野営闘争が始まる前まで宿所提供に使用していた）がある場所に、シェルターを建設する計画がありますが、いつできるのかは明らかにされていません。

そのような中で、市は、それならば生活保護で包括するとも大っぴらには言えず、全員というわけにもいかず、と、これといった策を打ち出せないでいます。

中之島公園内では京阪の地下鉄工事が着々と進んでおり、野営地の立ち退きが迫られている中で、この場所で野営を続ける労働者たちの行き場そして支援策を求めています。答えは未だに得られていません。

### 中之島野営地が冠水?!

8月9日午前6時半、台風 10 号の影響で、中之島公園内の反失連の野営テント地一帯が冠水してしまいました。

そもそも中之島公園の野営地は、土佐堀川の河川敷内。高水時には冠水することが想定されている場所です。風雨の影響があらかじめ予測されたため、前日（8日）の晩は北浜駅の地下を開放してもらい、仲間たちは一夜を過ごしました。

あくる日（9日）の朝、6時過ぎの満潮に高潮が重なり、閉ざしていた水門を開放したため、6時半頃、野営テント地一帯に河川水が浸入、みるみるうちに腰～胸の高さまで冠水してしまいました。この台風で、大阪で唯一冠水した場所がこの中之島だったそうです。

テントで寝泊りしていた 200 人を超える仲間たちは、一部は市内の仮設一時避難所で受け入れてもらいましたが、それ以外の多くの人は中之島周辺で野宿しました。

水は時間が経つにつれてだんだん引いていき、次の日の晩には完全に引きました。11日には大阪市健康福祉局によりテント内の一斉消毒が行われました。



## 痴呆高齢者の権利擁護とその生活支援

### —福祉相談部門から—

生活保護を申請する方に日ごろ多く接している。不動産はもちろん年金もない場合がほとんどであり、あったとしても年金の不足分を保護費で補う形である。年金額が生活保護基準以上の場合、年金受給の手続き完了の後、年金だけの生活になる人もいる。この移行を不安に思う人は多い。生活保護法の様々な庇護(介護扶助、医療扶助など)を失うことになり、また日常の相談窓口が一つ減るからである。さりとて、今まで受給をストップしていた分貯まっていた年金額が判明すれば、制度上、生活保護は一旦廃止されることになる。しかしその後どう適切に、財産や権利を守っていくサポートができるのか。まして、高齢者痴呆などのために判断能力にハンディがある場合、本人の不利益にならないように手を打つ方法がないのだろうか。

今回は、その点で模索が必要な場合について途中経過を報告する。

\*\*\*\*\*

Aさん。70代、女性。三角公園脇シェルターで宿泊している時に紹介された。福祉アパートに入居している方である。生保申請が受理された後しばらくして、「手揚げがない」、「地下鉄無料券がない」といって釜ヶ崎支援機構事務所にたびたび来るようになった。当初は、本人とそ

の場所に行って一緒に探し、すぐには見つからないとしても程なくして「あったあった」と喜んで知らせにきて、よかったですねと一つ一つの困ったことに対しては解決していったのだった。そのうちに袋いっぱい銀行通帳、かつての住所宛の手紙、家族の写真、健康保険証などを持って来て、いろいろ訴えるようになった。それらを一緒に整理していくうちに、彼女にはやはり年金が、それも複数ありそうということがわかってきた。また痴呆が進行しているのではないかということが心配された。まずは近くの内科の診療所にでも受診できないかと考えたが、「私どこも悪くないよ」の一言にそれ以上踏み込めずにいた。とりあえずは社会保険事務所や銀行に同行し、年金受給のための通帳再発行、住所変更、改印届け、カード紛失届けなどをすることにした。

さて、種々の手続きをするにあたっては、どうしてもAさん本人でなければ進めていくことのできない行程がいくつもあることが分かった。

まず住民票。高齢のため介護被保険者証は身分証明になるが彼女は自分の部屋のどこに置いたのか、すっかり忘れてしまっている。そして部屋の中を誰かに探されることには抵抗があるようだ。それ

と一緒に住民票を取りに行くことから始めた。

銀行で諸々の変更のための申し込みの後、銀行から現住所へ届いた照会状を当該の銀行へ、自筆で書いた各種の書式を提出する。これらすべては本人が出向かなければならない。約束の時間を忘れていなくなってしまう A さん。複数ある口座のどれもまだ完全には整理されていない状況である。

\*\*\*\*\*

少なくとも年金の回復手続きだけでも本人に代わってできないか。何分にも私達は第三者に過ぎないので、その行為を公的に信頼してもらうことが必要である。また今後長期的に公的な監督のもとに本人の財産を守るように、今のうちにしっかり手続きをしておかなければならないのではないかと考え成年後見制度〔注 1〕の利用について調べ始めた。また、「あいあいねっと〔注 2〕」の無料相談にも行ってみた。以下は、その中で分かってきたこと ①、②) である。

①後見人が定められるとしても、諸手続きが完了するには数ヶ月から一年以上も時間を要する。また彼らは、「制度利用のコーディネート」をするのであって、利用者本人にとって何を具体的にしてくれる人なのかよく分からない、という印象を私達は受けた。しかし、「必要があれば、法律や医療、その他の専門家を紹介する」ので、もし債務などがある場合は

弁護士等に、また生活保護からの移行の過程では福祉事務所のケースワーカーなど、各種の専門機関に連携をとる上で必要になるかも知れない。

②弁護士や社会福祉士の中から後見人の候補者を頼む場合、初期の手続きだけで相場で 20 万円くらい、契約しサービスを受ける段階になると 1 ヶ月当たり数万円かそれ以上支払わなければならない。財産を守ると一口に言っても、財産の額は千差万別であり、この制度利用がかえって本人の財産を圧迫することになるかもしれない。

一方、当初予想していなかった副産物 ③、④) もあった。

③家庭裁判所に提出する書類のひとつとして医師の診断書がある。判断能力判定にあたって意見を求めるためである。幸い往診してくれる診療所が見つかり、診断書を書いてもらうことができた。その後も引き続いて往診、訪問看護をお願いしている。A さんの焦りや不安などに対して有効な薬剤があればと期待し、現在毎日の服薬のお手伝いを行っている。様々な人の関与が、アパートの管理人さんなど日頃本人と身近に接している人々にも安心感を与えているようであるし、彼らからの協力も得やすくなってきている。

④後見人を立てるための申立代理人は四親等内の家族という規定がある。そこで申立代理人を娘の誰かに頼むことがで



きないかと考えた。家族の負担はできるだけ最小限にとどめたかったが、結構重大な依頼でもあり実際に会うことが必要と思った。そこで連絡を取ってみると、電話でいろいろ話して下さり、ある時は本人の案内で訪ねて行ったが、快く迎えて下さった。そうこうしているうちに最近はおの娘さんがこちらに訪ねて来られた。そして、この制度の利用の是非、開始の時期についても一緒に考えたいと意向を伝えて来られた。

今後どのようにしていくのか、まだまだ試行錯誤の日々は続く。

(注1) 成年後見制度 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などで、判断能力が衰えている場合に権利を守るための新制度 (2002 年 4 月～)。判断能力が衰える前に、自分で前もって友人や弁護士を任意後見人として指定しておき、判断能力が衰えた後は家庭裁判所が選んだ別の監督人からの監督を受けながら本人の財産管理などを代行する制度が加わった。従来の禁治産、準禁治産という呼称も改称された。新制度では、財産管理にとどまらず、その人が望む生活を実現し続けるための支援をすることが目的とされている。

(注2) あいあいねっと 痴呆のある高齢者など、日常生活を営む上で必要となる事柄を自己の判断だけでは適切に行うことが困難な人が地域で暮らし続けることができるように、福祉サービスの利

用援助、日常的金銭管理サービスなどを行う目的で地域福祉権利擁護事業が始まった。実施主体は都道府県社会福祉協議会。大阪では「大阪後見支援センター“あいあいねっと”」が 1997 年に設立されている。

\*\*\*釜ヶ崎支援機構行事メモ\*\*\*

2003 年 7 月

- 11 日 韓国より来訪者 14 人を釜ヶ崎・中之島に案内
- 15 日 「わがまちウォッチング」(大阪市の交通バリアフリー推進にあたり、フィールドワークによる新今宮地区の現状を点検)
- 18 日 「ホームレスの自立の支援等に関する実施計画(案)」策定に関する検討会議 (大阪市)
- 24 日 大阪市野宿生活者対策に関する懇談会
- 31 日 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」告示

8 月

- 6, 20, 27 日 ビッグイシュー販売員登録説明会 (西成市民館, 中之島公会堂)
- 9 日 台風 10 号の影響で中之島野営地一帯が冠水
- 12 日 「ホームレスの自立の支援等に関する実施計画(案)」策定に関する検討会議 (大阪市)
- 13, 15~16 日 釜ヶ崎夏祭り
- 20 日 あいりん地区問題プロジェクト

9 月

- 6 日 まちづくり先進地(神戸)視察 (萩の茶屋駅周辺まちづくり研究会)
- 8 日 吉村靱生顧問(大阪自彊館会長)、肝臓がんのため永眠、享年 79 歳  
ビッグイシュー創刊にあたって記者会見
- 9 日 中之島にて生活保護申請支援開始
- 11 日 ビッグイシュー創刊、販売開始  
アジア各国の学識経験者 8 人を釜ヶ崎・中之島に案内
- 20 日 特掃の輪番労働者対象に集団検診実施 (~29 日)  
あいりん臨時夜間緊急避難所運営委員会

## 特掃の輪番労働者の健康診断実施

9月下旬、特別清掃事業で働く輪番労働者約 1800 人を対象に、集団の健康診断を特別清掃事務所で実施しました。この検診は、大阪府立大学の黒田研二教授らの研究グループ「ホームレス健康問題研究会」が厚生労働省の予算で研究として行うものとのタイアップ企画で、結果が輪番労働者一人ひとりに返され、健康管理に役立ち、その上、野宿生活者への効果的な医療のあり方などについて検討する基礎資料となるものです。多くの労働者は、健康診断を受ける機会が減多にありません。検診は、自身の健康状態を知り、そして治療が必要な場合には適切な医療に繋げるために重要であることから、釜ヶ崎支援機構も協力して実施しました。レントゲン撮影、血圧測定、尿・血液検査、及び身長・体重計測を行いました。

日常的にも、健康に関する啓発に力を入れていきます。特別清掃事務所には血圧計や身長・体重計を常時設置して、休憩中に労働者がいつでも測定できるようにしています。また週 1 回保健士さんに特別清掃事務所に来てもらい、健康・医療相談ができる体制を作っています。



## 「萩之茶屋駅周辺まちづくり研究会」で 神戸のまちづくりを視察

萩之茶屋駅周辺のまちづくり構想を策定することを目的とした「萩之茶屋駅周辺まちづくり研究会」では、9月6日、まちづくり先進地として神戸を視察し、当法人も会員として参加しました。視察は環境と防災がテーマで、まず、東灘区の「くるくる発電所」を訪れました。この発電所は NPO 団体が運営し、太陽光パネルを用いた太陽光発電を行って電力を関西電力に売っているそうです。また、その電気を使って地域の食品会社から出る生ゴミを生ゴミ処理機で堆肥に変え、その土でそこに畑を作り、地域住民がボランティアで無農薬野菜を栽培しているそうです。「くるくる発電所」を核とした循環型社会を目指す、まちづくりの一例です。



また、阪神・淡路大震災記念の「人と防災未来センター」では、震災を記録した映像や展示を見学し、西宮のビール工場でビールの製造工程を見学しました。

この日はマイクロバス 2 台で 110 名程が参加、子供たちも多くにぎやかに、そして熱心に学んでいました。

## 吉村鞆生顧問 永眠される

釜ヶ崎支援機構の設立当初から顧問をしていただいていた吉村鞆生(つむぎ)氏が、9月8日、肝臓がんのため79歳で永眠されました。吉村氏は、社会福祉法人大阪自彊館の会長で、全国社会福祉協議会副会長、大阪府社会福祉協議会副会長などを歴任されました。

野宿問題については、「わいがや会」の設立に尽力され、地元町会や行政、支援団体などが互いに対話を始める道筋を作られたり、国とのパイプ役をされるなど、非常に行動的に、多方面にわたりお力添えを頂きました。

1999年の冬だったか、センターの夜間開放の頃、吉村氏が「一度野宿を経験させてください。労働者と野宿を共有したいのです」と私のところに来られ、ご高齢で当時より病身であったにもかかわらず、センターで一緒に野宿したことを覚えていています。

療養末期の頃、吉村氏とわずかな時間お会いすることができましたが、別れ際に「このままでは死ねない。私にはまだやり残したことがある」とおっしゃっていたのははっきりと覚えています。「必ずお元気になって帰ってきてください」と私も言って、手を握りあい、しばしの別れを惜しまました。結局、それがお会いできた最後でした。

ご冥福をお祈り致します。(山田實)

## 技能講習で学んだ技術を ビジネスへ繋げる試み

先日、大阪府コミュニティ・ビジネス創出支援(事業化奨励金100万円)の決定をいただきました。

「野宿生活者能力活用推進事業」では、2002年1月より、野宿生活者を対象に自転車修理と靴修理の技能講習を行っています。今回、このコミュニティ・ビジネスの支援を受けて、釜ヶ崎にある空き店舗を所有者のご厚意によりお借りし、技能講習で受講生らが身につけた自転車・靴修理の技能を活かして、ビジネスに繋げる場を作るべく、今秋より準備中です。

## 「あいりん臨時夜間緊急 避難所」3ヶ年延長へ

釜ヶ崎にある「あいりん臨時夜間緊急避難所」は、野宿を余儀なくされているこの町の労働者たちが日々利用している、定員600人の夜間宿所(シェルター)です。建設当初の取り決めで、2003年3月末で(3年間で)閉鎖することになっていましたが、この半年間、9月末まで延長されていました。

9月20日の夜間宿所の運営委員会で協議の結果、周辺町民への説明会を開催し、2003年3月末より3年間(2006年3月末まで)の延長への理解を求める事が決まりました。600人の労働者の寝場所、当面はなくならずに済みそうです。

## 特掃の現場から ～木を切る～

①チェーンソーで、木の根元より若干上のところに、水平に切れ込みを幹の3分の2くらい入れて、今度は斜めから切って、扇形に木材を切り取る。そして、扇形の反対側から水平に切れ込みを少しずつ入れていく。



②枝にひっかけておいたロープを数人で引き、倒れるのを誘導する。



③倒したら、枝、葉を落としていき、幹も小分けにして運びやすくする。

(9月3、4日、大阪府の仕事で、釜ヶ崎の南職安跡地の除草・清掃等作業より)

## 2003 年度 第3回会員の集い

10月19日(日)午後2時より NPO 事務所 2 階で行います。

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 会報 20 号 2003 年 9 月 30 日

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋 1 - 5 - 4

電話 06 (6630) 6060 FAX06 (6630) 9777

会費・寄付の振込口座: 郵便振替: 00900-1-147702 釜ヶ崎支援機構

福祉部門への振込口座: UFJ 銀行萩之茶屋支店 (普) 1114951 釜ヶ崎支援機構